第六条の三　（略）

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一～十五　（略）

十六　第一条の十一第一項各号に掲げる体制を確保していること、第七条の二の二の規定による公表並びに第九条の二十の二第一項第一号から第十三号の二まで及び第十五条の四第四号に掲げる事項を行つていることを証する書類

3～5　（略）

（認定を受けた臨床研修等修了医師を管理者とする病院等）

第七条の二　法第十条第三項の厚生労働省令で定める病院は、地域医療支援病院とする。

2　（略）

第九条の二　地域医療支援病院の開設者は、次に掲げる事項を記載した業務に関する報告書を都道府県知事に提出しなければならない。

一～六　（略）

七　第九条の十九第一項第一号に規定する委員会の開催の実績

八　（略）

2・3　（略）

第九条の二の二　特定機能病院の開設者は、次に掲げる事項を記載した業務に関する報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一～十五　（略）

十六　第一条の十一第一項各号に掲げる体制の確保、第七条の二の二の規定による公表並びに第九条の二十の二第一項第一号から第十三号の二まで並びに第十五条の四第二号及び第四号に掲げる事項の状況

2～4　（略）

第九条の十九　法第十六条の二第一項第七号に規定する厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　当該病院に勤務しない学識経験者等をもつて主として構成される委員会を当該病院内に設置すること及び当該病院内に患者からの相談に適切に応じる体制を確保すること。

二　地域における医療の確保を図るために当該病院が行うことが特に必要であるものとして都道府県知事が定める事項。

2　前項第一号の規定により設置される委員会は、地域における医療の確保のために必要な支援に係る業務に関し、当該業務が適切に行われるために必要な事項を審議し、必要に応じて当該病院の管理者に意見を述べるものとする。

3　都道府県知事は、第一項第二号に規定する事項を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならない。

第九条の二十　特定機能病院の管理者は、次に掲げるところにより、法第十六条の三第一項各号に掲げる事項を行わなければならない。

一　次に掲げるところにより、高度の医療を提供すること。

イ・ロ　（略）

ハ　第一条の十一第一項各号に掲げる体制を確保し、及び次条第一項第一号から第十三号の二までに掲げる事項を行うこと。

第六条の三　（略）

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一～十五　（略）

十六　第一条の十一第一項各号に掲げる体制を確保していること、第七条の二の二の規定による公表並びに第九条の二十の二第一項第一号から第十三号まで及び第十五条の四第四号に掲げる事項を行つていることを証する書類

3～5　（略）

（認定を受けた臨床研修等修了医師を管理者とする病院等）

第七条の二　法第十条第三項の厚生労働省令で定める病院は、地域医療支援病院のうち医師少数区域等所在病院等に対して医師を派遣し、又は医師の確保を特に図るべき区域における医療の質の向上若しくはその環境の整備に資する事業を行う病院とする。

2　（略）

第九条の二　地域医療支援病院の開設者は、次に掲げる事項を記載した業務に関する報告書を都道府県知事に提出しなければならない。

一～六　（略）

七　第九条の十九第一項に規定する委員会の開催の実績

八　（略）

2・3　（略）

第九条の二の二　特定機能病院の開設者は、次に掲げる事項を記載した業務に関する報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一～十五　（略）

十六　第一条の十一第一項各号に掲げる体制の確保、第七条の二の二の規定による公表並びに第九条の二十の二第一項第一号から第十三号まで並びに第十五条の四第二号及び第四号に掲げる事項の状況

2～4　（略）

第九条の十九　法第十六条の二第一項第七号に規定する厚生労働省令で定める事項は、当該病院に勤務しない学識経験者等をもつて主として構成される委員会を当該病院内に設置すること及び当該病院内に患者からの相談に適切に応じる体制を確保することとする。

（新設）

（新設）

2　前項の規定により設置される委員会は、地域における医療の確保のために必要な支援に係る業務に関し、当該業務が適切に行われるために必要な事項を審議し、必要に応じて当該病院の管理者に意見を述べるものとする。

（新設）

第九条の二十　特定機能病院の管理者は、次に掲げるところにより、法第十六条の三第一項各号に掲げる事項を行わなければならない。

一　次に掲げるところにより、高度の医療を提供すること。

イ・ロ　（略）

ハ　第一条の十一第一項各号に掲げる体制を確保し、及び次条第一項第一号から第十三号までに掲げる事項を行うこと。